

項番	質 問	回 答	備 考
1	消費税が10%になった際はどの様になるのですか。	10%への増税が確定しておりませんので、現時点ではお答えできません。	(参考)地方消費税率 H26.4.1～:消費税額の17/63 H27.10.1～:消費税額の22/78
2	資料(別紙参照)に書かれている業務以外で消費税増税に伴い仕様変更となる業務はないでしょうか。	仕様変更となる業務はありません。	
3	変更仕様(別紙参照)の(2)⑤における分数での出力について、出力項目のフィールド長に変更はありますか。	変更はありません。	
4	年度末にNACCSを使用して輸入申告等を行う場合の留意点を教えてください。	消費税課税物品の品目に係る申告について ① 3月31日以前に輸入申告事項登録(IDA)等を行い4月1日以降に輸入申告(開庁時申告を含む)(IDC)等を行った場合はエラーとなります。当該申告については再度輸入申告事項登録(IDA)を行った後に、輸入申告(IDC)を行って下さい。 ② 3月31日以前に予備申告(IDC)等を行い、4月1日以降に本申告(IDC)等に切り替える場合は、本申告切り替え前に税関に連絡のうえ、輸入申告変更事項登録(IDA01)を行った後に本申告(IDC)を行って下さい。 ③ 蔵出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)を3月31日に行った場合、その日のうちに納税まで行うことができず日にちをまたいでしまうと、システム処理が完了しません(許可を受けることができません。)。3月31日中に輸入許可とならなかった場合には、税関に連絡のうえ、4月1日以降に輸入申告変更事項登録(IDA01)業務、及び輸入申告変更(IDE)業務を行ってください。 なお、蔵出輸入申告(ISW)、移出輸入申告(IMW)、総保出輸入申告(IAC)において、申告後、許可までに法令改正があった場合の適用法令は、「輸入許可の日」の法令となっており、上記のようなケースでは、消費税は8%が適用されますのでご注意ください。	関税率の変更がなく、消費税非課税物品に係る申告については、エラーとなりません。
5-1	3月31日以前に輸入申告事項登録(IDA)を行い、4月1日以降に輸入申告(IDC)することは可能ですか。また、3月31日以前に予備申告(IDC)を行い4月1日以降に本申告(IDC)に切り替えることは可能ですか。	どちらもエラーとなります。事項登録については、再度事項登録を行った後に申告を行ってください。予備申告については、本申告切り替え前に税関に連絡の上、変更事項登録を行った後に本申告を行ってください。	関税率の変更がなく、消費税非課税物品に係る申告については、エラーとなりません。免税品はエラーとなります。
5-2	3月31日以前にBP申請(IDC)や輸入(引取)申告(IDC)を増税前コード(「F1」「A1」)を使用して行った場合、4月1日以降にIBP(IDE)や輸入(特例)申告(IDE)を行うことは可能ですか。	どちらも可能です。	3日BP:事項登録は必須ではありません。 納税申告:事項登録は必須です。
6-1	3月31日以前に申告予定日を4月1日として消費税増税前のコード(「F1」「A1」)を使用して輸入申告事項登録(IDA)を行うことは可能ですか。	事項登録を行うことは可能ですが、4月1日の申告時にはエラーとなります。	
6-2	3月31日以前に消費税増税後のコード(「F2」「A2」)を使用して輸入申告事項登録(IDA)を行うことは可能ですか。	使用することはできません。 4月1日以降に事項登録または申告を行ってください。	
7	NACCSの修正申告事項登録(AMA)業務、及び関税等更正請求事項登録(KKA)業務において、消費税率が5%と8%の申告を一度に登録することは可能ですか。	NACCSの修正申告事項登録(AMA)業務、及び関税等更正請求事項登録(KKA)業務においては、一つの税目について異なる税率(消費税率の5%と8%)を一度に登録することはできません。 税率ごとに分けて、当該業務を行ってください。	
8	NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務において、消費税率が5%と8%の申告を一度に登録することは可能ですか。	NACCSの一括特例申告事項登録(TKA01)業務においては、一つの税目について異なる税率(消費税率の5%と8%)を一度に登録することはできません。 税率ごとに分けて、当該業務を行ってください。	
9	3月31日以前に消費税増税後のコード(「F2」「A2」)を使用してインボイス・パッキングリスト仕分情報登録(IVB、IVB02)を行うことは可能ですか。	申告予定年月日が4月1日以降の場合は、インボイス・パッキングリスト仕分情報登録(IVB、IVB02)は3月26日から可能です。	

<参考>内国消費税等種別コード

	消費税(税率)	地方消費税	
		コード	税率
現行	F1(4%)	A1	消費税額の25/100
平成26年4月1日	F2(6.3%)	A2	消費税額の17/63